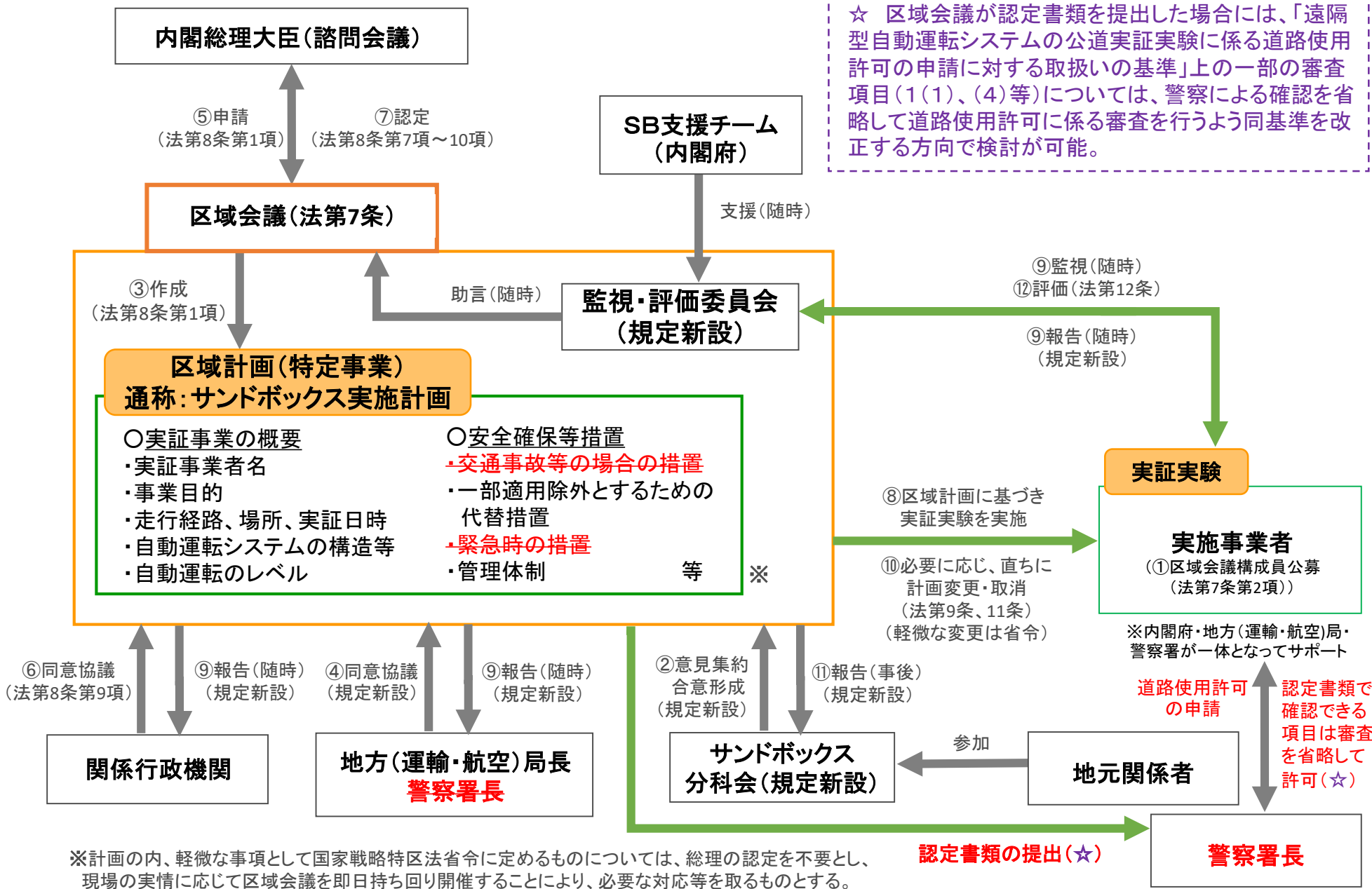


☆ 区域会議が認定書類を提出した場合には、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」上の一部の審査項目(1(1)、(4)等)については、警察による確認を省略して道路使用許可に係る審査を行うよう同基準を改正する方向で検討が可能。



※計画の内、軽微な事項として国家戦略特区法省令に定めるものについては、総理の認定を不要とし、現場の実情に応じて区域会議を即日持ち回り開催することにより、必要な対応等を取るものとする。